

札障第 3781 号  
平成 22 年（2010 年）3 月 15 日

市内各居住系サービス運営法人 代表者 様

札幌市障がい福祉担当部長  
村木 正隆

### 障害福祉サービス事業所等における防火安全対策の更なる徹底について

平素より、本市障がい福祉行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでに報道されているとおり、3月13日未明に発生した認知症高齢者グループホーム「みらいとんでん」の火災により、死者7名、負傷者2名という人的被害が発生しました。

事業者の皆様方におかれましては、消防計画の策定、関係機関への通報・連絡体制の整備、避難・救出訓練の実施など日頃から防火安全対策に万全を期しておられることと存じますが、このたびの火災において多数の人命が失われたことは、誠に遺憾であります。

今後、類似の火災の発生を防止するために、特に下記の事項にご留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願い申し上げます。

なお、今後札幌市から、防火安全対策の状況等について照会させていただきますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

### 記

- 1 平成 21 年 4 月 1 日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものを含め、消防用設備等の早期の設置を図ること。
- 2 火災時において従業員による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保、夜間を想定し施設・事業所の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

### 3 火災予防対策の推進

以下の点に留意し、出火予防、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防災性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

### 4 その他

札幌市のホームページ（障害者自立支援法のページ）に、本通知文を掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/>

### 5 添付文書

グループホームなど小規模社会福祉施設の防火安全対策〔消防法令の一部改正について〕（総務省消防庁リーフレット）

担当

札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課

給付管理係（障がい者施設・事業所）

運営指導係（障がい児施設）

Tel 211-2938 FAX 218-5181